

回 答 書

令和7年6月11日

大阪府大阪市中央区道修町4丁目5番17号
株式会社 森組
代表取締役社長 吉田 裕司 殿

支出負担行為担当官
九州地方整備局長
森田 康夫

令和7年6月3日付けで請求のあったR7球磨川原女木地区護岸及び宅地等かさ上げ工事に関する申立てについて下記のとおり回答します。

記

・評価点に関する理由の説明

「評価の視点にかかる個別評価項目」の内訳につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ロにより、不開示情報に該当すると判断しております。

なお、この回答に不服がある場合には、この書面を受け取った日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条 第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、九州地方整備局長に対して再苦情を申立てることができます。なお、その審議は九州地方整備局に設けられた「入札監視委員会」が行います。

【再苦情申立の受付窓口・時間及び手続き書類等の入手先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
国土交通省 九州地方整備局 入札監視委員会事務局
TEL (092)471-6331 主任監査官（内線 2114）・契約課（内線 2546）
（受付時間：休日を除く毎日、9：30～17：00）